

水田情報活用地域支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に定められた米穀の需給調整の円滑な推進のため、米穀の需給調整実施要領（平成18年11月9日付け総食第778号）に基づき農業者・農業者団体が実施する需給調整事務に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業、補助対象経費及びその補助率）

第2条 この補助金は、山梨県農業協同組合中央会に交付するものとし、補助対象事業、補助対象経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 山梨県農業協同組合中央会代表理事会長（以下「会長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を会長に送付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をしよう

とるときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

（2）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。

（3）補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（4）知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

（5）知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付方法）

第6条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が、必要があると認める場合には、会長に対し、概算払により交付することができる。

2 会長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告の様式、提出期限）

第7条 会長は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 会長は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定報告書（様式第7号）

により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、第7条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）により会長に通知するものとする。

- 2 知事は、会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 水田情報整備地域支援事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、当該要綱に基づき交付決定された補助金については、当該要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年3月31日から適用する。ただし、この要綱の施行前に交付決定されたものについては、なお従前の

例による。

附 則

この要綱は、令和４年３月３１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

(別表)

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率
水田情報システム の運営・管理	・ 一体化システム修正費 ・ 一体化システム維持管理費 ・ 水田データ作成費	1 委託料 2 役務費（手数料等）	定 額

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 (印)

〇〇年度水田情報活用地域支援事業費補助金交付申請書

〇〇年度において、別紙計画書のとおり事業を実施したいので、水田情報活用地域支援事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- ・事業実施計画書（別紙 1）
- ・知事が必要と認める書類

※押印省略可

第 号
年 月 日

山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度水田情報活用地域支援事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあった水田情報活用地域支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇〇事業とし、その内容は補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日とする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 2 0 % 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - （2）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ればならない。

- (4) 同補助金交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第 3 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 (印)

〇〇年度水田情報活用地域支援事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、水田情報活用地域支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 号の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- ・事業実施計画書（別紙 1）
- ・知事が必要と認める書類

（注）事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と、変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

※押印省略可

様式第 4 号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 (印)

〇〇年度水田情報活用地域支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止（廃止）したいので、水田情報活用地域支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 号の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由
(できるだけ具体的に記入すること。)

2 中止の期間（廃止の時期）

※押印省略可

様式第 5 号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 (印)

〇〇年度水田情報活用地域支援事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった水田情報活用地域支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先金融機関名
預金種別 (当 座 ・ 普 通)
口座名義
口座番号 No.

※押印省略可

様式第 6 号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 (印)

〇〇年度水田情報活用地域支援事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、水田情報活用地域支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業報告書（別紙計画書に準ずる）

2 その他添付書類

3 支払の方法

口座振替	振替先金融機関名
	預金種別 (当 座 ・ 普 通)
	口座名義
	口座番号 No.

※押印省略可

様式第 7 号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 (印)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定を受けた水田情報活用地域支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により報告します。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額 (3 - 2) | 金 | 円 |

その他添付書類

返還額にかかる積算の内訳等

※押印省略可

様式第 8 号

第 年 月 日 号

山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度水田情報活用地域支援事業費補助金額の額の確定通知書

〇〇年度水田情報活用地域支援事業費補助金の交付額について、山梨県補助金交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

別紙 1

〇〇年度水田情報活用地域支援事業実施計画書（実施報告書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事業項目	事業内容	補助対象経費	金額
水田情報システムの 運営・管理	一体化システム修正費		
	一体化システム維持管理費		
	水田データ作成費		
合計			

3 経費配分

事業項目	総事業費	補助対象 事業費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
水田情報システムの 運営・管理					

4 収支予算（又は収支精算）

（１）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減	備考
県補助金				
団 体				
そ の 他				
合 計				

（２）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減	備考
合 計				

5 事業の完了（予定）年月日